

(2018年2月23日講演)

12. 「さけ定置漁業において組合自営と長年良好な定置網漁業を営んできた自
社が、その良好・健全経営のために、組合の幹部が、同社から許可を取り
上げるため競願することになった経緯」

北翔漁業 社長 中村悦男氏

北海道オホーツク海から来た中村です。よろしくお願いします。

今、泉澤氏が話された内容と非常に重複するところがあるが、私の資料を読んでもらえれば漁業権の個人の免許業者と組合自営の競願についてどちらが有利かが分かるかと思うが、解題の1番目に、第1位が地域の漁業者の70%以上を組合員とする漁協自営によって営むものである。これは8項の法人が免許申請したときに第1順位である。ただ、私らの町はホタテの桁曳きをやっている。その桁曳きの乗組員が組合員でないものであるから、漁業者の70%を組合員が占めることはなかなか無理なことである。そこで当組合はどのようにしたかという、1口1,000円の出資金があれば組合員にするので、皆さん1,000円を出してくれとお願いして組合員だということこの70%を満たしたわけである。資料を見てもらえば分かるが、私どももそれなら従業員を増やそうではないかということで、従業員の数を増やしたわけである。それで、いざ競願という段階になったときに、先ほど泉澤氏が言ったとおり海区の委員は各単協の組合長になっており、海区としてはそういう問題を起こしてほしくない、また、当組合の組合長もその海区の委員であるし、できるだけ有利に物事を運ぶということで、漁民としての資格について勝手な判断をしたわけである。それは番地が抜けているとか番地が1番地違うといった理由でこの方は漁民ではないと、存在する人ではないということまで道の方から言われたわけである。

そこで私どもは、おかしいではないかということで道に対しての口頭陳述を行ったわけであるが、結果的には認めないということで今に至っている。

どうして組合は自営にしたかという、あくまで漁業権を既存の業者から取るための一つの方策でしかないわけである。組合自体としては、サケ定置事業において収益を上げようという気持ちはさらさらない。一つの理由は、ホタテの桁曳きだけで30億~40億円の水揚げがあり、十分に経営できる組合なわけである。ほかの組合から見れば、こういうことを言ったら大変失礼かもしれないが、組合の経営を何とかしようとしての自営ではなく、ただ漁業権を奪うために行った方策である。相手側からしてみれば、そのようなことは決してないと言われるが、今現在自営をやめて新たに任意団体として申し込みたい、組合の方から相談に一回乗ってくれと私自身言われている。なぜこのようなことを言うかというと、配当という問題がある。剰余金をできるだけ多くの方に配当したい。ただ、自営でやると、今当組合の定款では剰余金の7%しか配当できない。これ商法でもたしか8%

上限であるから。7%しか配当できないということであるならば、大した金額にはならないわけである。また、個々によって出資金の金額が違うものであるから、その金額に応じて配当金の金額が個々にまた違うわけである。そういうことをしたくないがために任意団体として免許を取得し、そして剰余金全額を出資者皆に配当したい。ただ、当組合であるが、ホタテの桁曳きを任意団体で行っているわけである。昨年度の場合であるが、出資金は全く関係なく、配当金だけで一組合員およそ 1,400 万円当たっている。隣の常呂町は 2,000 万円ぐらい当たっているのではないか。そのほかに、さらにサケ定置で 100 万円なり 200 万円なり配当してあげたい。プラスアルファで自分で個々にさらに別な商売を持っているから、その金額で 300 万円とか 400 万円とか入るわけである。集計すると全体的には一組合員 2,000 万円以上の収益があるように持っていきたいというのが当組合の考え方である。

ただ、ここで共同漁業権というものがあり、共同漁業権があるがゆえに私どもこのサケ定置を行っているわけであるから、共同漁業権をなるべく遠慮してきたわけである。ところが、今現在サケ定置の免許がないものであるから、それならば共同漁業権のほうを公平に見直してくれと要望しているが、なかなかそれも見直してくれない。では、私ども一体どこにこれを訴えればよいのか。そもそも漁業法というのは、慣習法から法文化しただけであり、私から言えばざる法に等しい。もう少し細分化して整備してほしいというのが、現場にいる事業者の願いである。

来年に私ども北海道地区は免許申請になるわけであるが、この免許申請のときに、私はもう一回組合に自営でやってほしいと、理由はせめて私どもから奪うための競願ではなく、本当に自営でやって組合がこのようなにしたかったのだということを見せてほしいと、もし自営で申し込まなければ、私は 6 項の法人で申し込むと、つい先日、当組合の組合長に言った。今後どのようにするか分からないが、8 項の法人で申し込まなければせつかく 5 年間やったサケ定置の漁業権を組合自身が失うことになるので、恐らくもう 1 期は 8 項の法人で申し込むだろうと、私はかように思っている。今後あと 1 年たてば、皆様方にどのような結果になったかを報告できるかと思う。以上である。